

MARCH

# 原発事故による広大な放射能汚染地域の 長期的な復興再生を問う

NPO法人エコロジー・アーキスケープ 理事長 糸長 浩司  
飯館村放射能エコロジー研究会共同世話人、元日本大学教授

## 1. 2つの長期的公害

筆者は現在、2つの長期的な「公害」に関わっている。公害の原点・チツソ水俣病と東電原発災害である。前者は、多くの未認定患者を抱えているが公害認定されている。後者は明確にエネルギー産業公害であるにも関わらず公害認定されず、大量の放射性物質が残存しているにも関わらず「放射能汚染地域」指定もなく、「現存被ばく状況」という原発事故前には許容されていなかった被ばく量が容認されている災害状況として15年づく。

原因企業の日本窒素肥料株式会社（現チツソ）が昭和7年からメチル水銀を海に流していた、水俣病の原点である百間排水口（樋門）の老朽化した扉を市が撤去しようとしたことに対して、患者と支援団体の阻止行動を筆者も支援し、熊本県による新たな木製の扉の設置に2025年春に成功した。水俣病公式確認から70年になる今年、水俣病被害者の裁判闘争は継続しており改めて公害の深刻化、長期化、それに対する粘り強い患者や支援市民による活動の重要性と意義を感じている。

東電原発事故による廃炉の厳しさ、放射能汚染の深刻さを考えると、長期化するこ

とは明確であり、課題の明確化と未来への責任をどう果たすのかを問われ続けられる。

筆者が1990年代からエコロジカルな村づくりを支援指導してきた福島県飯館村が東京電力福島第一原子力施設（「F1」）の爆発により放射能汚染された。発災後の深刻な放射能汚染実態調査と公表、住民避難支援、2地域居住提案、村民のADR支援、裁判闘争支援に関わり、かつ、近年は飯館村の南に位置し全域が帰還困難区域に指定されていた浪江町津島地区の裁判闘争支援をしている。日本建築学会内に、委員長として原発災害長期対応特別研究委員会を設置し、2024年9月に18項目からなる「原発事故による長期的放射能影響への対策に向けた建築からの提言」を発出した。短期的な復興の危険性を指摘し、長期的な復興再生のシナリオと政策の開発が必要と訴えてきた。

破壊されたF1の原子力容器群の最終撤去が見えない。広大に降下した放射性物質（主に放射性セシウムで、放射性セシウム137（Cs-137と略記））の除去（除染）と汚染対策は100年以上の歳月を要する重たい現実が15年経過してもある。この非情で甚大な人災に対して法的、倫理的、学的、技術的対応は遅れたままであるにも関わら

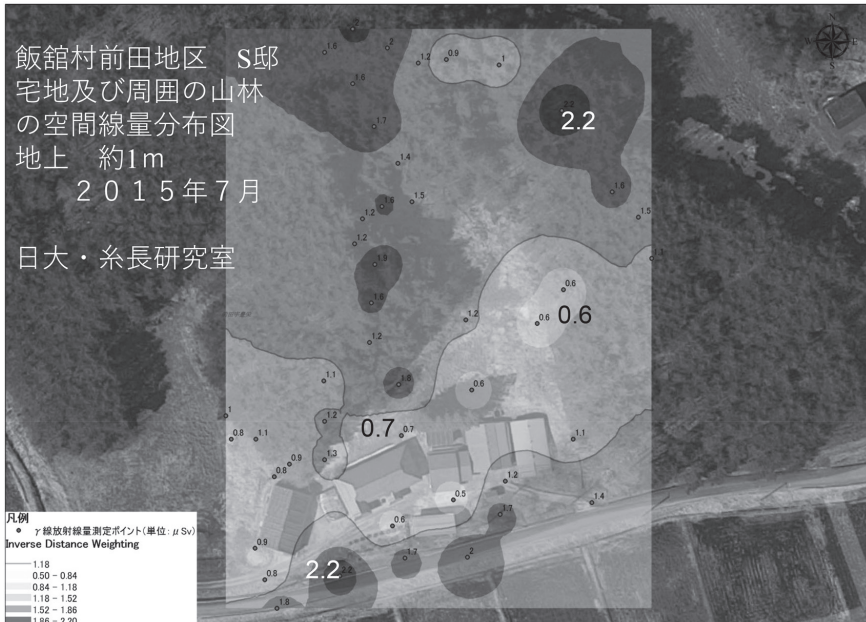


図1 除染の効果と限界

KOJI ITONAGA

ず、膨大な復興事業や汚染された森林を切り崩しての再生可能エネルギーのメガソーラーと風力発電事業は、ショックドクトリンを呈して活発である。この大きな矛盾を感じるのは筆者ばかりではないと思う。F1の原発事故は、原子力発電を推進してきた国や東京電力等の電力会社の責任（それを許してきた国民の責任）であり、甚大な公害であるにも関わらず、原発推進が現在進められていることも大きな矛盾である。水俣病は「里海の長期公害」であり、原発事故災害は「里山の長期公害」である。両方ともまだ解決できていない多くの課題を抱える長期公害である。

## 2. 除染の限界と被ばくの継続

### (1) 飯館村での除染の限界

最も汚染されたのは森林であった。図1は飯館村である宅地の周囲の除染後の空間線量率の分布である。宅地及び農地、周

囲の森林（宅地周囲20m）の表層落ち葉が除染されても、その除染箇所のみが放射能汚染のクールスポットであり、その周囲の森林は放射能汚染のホットゾーンのまま長期化することは明白である。筆者は継続的に飯館村での森林汚染状況を調査しているが、森林内の楡の大木の下での土壌は2022年で4万Bq/kgもあった。樹皮に付着していた放射性セシウムが雨で洗われ樹幹流となり幹の根元に集積した結果と推察できる。飯館村での除染総量は220万㎡であるが、汚染された森林の表層5cmの表土を仮に除染すると866万㎡、除染土壌の約4倍の量の放射性セシウムが森林に放置されたまま避難解除がされた。福島県内の特定除染地域の森林の表層5cmを除染したとすると約6200万㎡で、中間貯蔵施設に集積した除染土の約4倍以上の汚染土壌が福島県の森林に200年以上放射線を出し続けて放置されていることになる。今後の豪雨災害、山火事、地震崩落等により麓の居住地を放射性

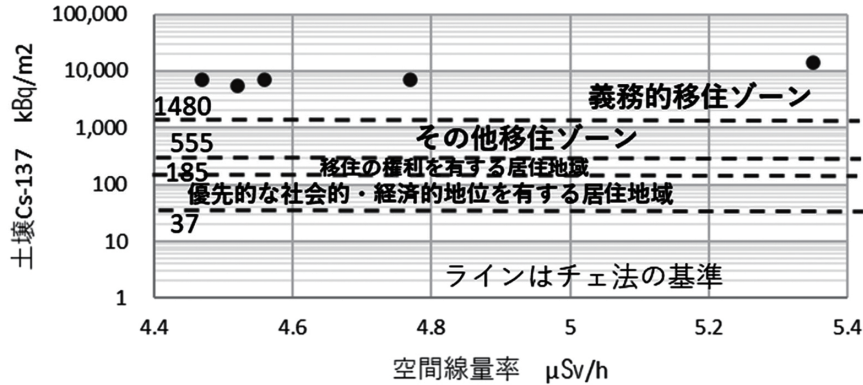


図2 津島地区の森林土壌中のCs-137量とチェルノブイリ法との比較図  
2022年 林野庁データ加工 糸長浩司

物質が襲うリスクを抱えたままの現実があり、原発災害中である。

## (2) 浪江町津島地区の国有林等の森林汚染

2026年1月でも多くの場所が帰還困難区域である浪江町津島の「ふるさと返せ訴訟」を支援し、裁判所に意見書も提出した。林野庁は、津島地区内での森林の空間線量率（地上1m、 $\mu\text{Sv/h}$ ）、樹木及び土壌中のCs-137量を測定し公開している。2022年度、2024年度は、津島地区で5箇所である。土地利用規制を実施してきたチェルノブイリ法（以下、チェ法）の規制値と比較して評価した（図2）。

空間線量率は $3.98\sim 5.02\mu\text{Sv/h}$ で、土壌中Cs-137量は表土5cm層で $85\text{kBq/kg}\sim 250\text{kBq/kg}$ 、 $5,525\sim 16,250\text{kBq/m}^2$ （林野庁の開示データ $\text{Bq/kg}$ を土の比重を1.3として5cmの厚さとして $\text{Bq/m}^2$ に換算、例  $1\text{m}\times 1\text{m}\times 0.05\text{m}\times 1.3\times 1,000\times 250\text{kBq/m}^2$ ）と高い。この土壌汚染状況は、チェ法では強制移住ゾーンに相当する汚染地域となる。単純な自然減衰では90年後で $1/8$ として、 $625\sim 2,125\text{Bq/m}^2$ で移住権利か強制移住ゾーンであり、さらに90年後で $78\sim 266$

$\text{Bq/m}^2$ で移住権発生ゾーンか社会的保障の権利のあるゾーンである。自然減衰でのみとすれば、200年近い放射能汚染地域としての管理の必要な森林地域である。宅地や農地は除染により、それ以下の汚染レベルになるとしても、その周囲を汚染森林が囲むという非常に被ばくリスクの高いゾーンであると言わざるを得ない。豪雨災害等での森林の表層崩壊、土砂崩壊により、山麓にCs-137を大量に含む土壌が降下・堆積するというリスクが高まることになる。

津島地区のある浪江町の森林計画書（令和5年改訂）では、町の総面積は $22,314\text{ha}$ に対して森林面積は $16,310\text{ha}$ で $73.1\%$ を占める。内、国有林は $11,850\text{ha}$ で $72.7\%$ を占め、浪江町の $53.1\%$ は国有地である。放射能汚染されたゾーンの過半が国有地であることを示す。

津島地区の約7割は国有地であり、放射能汚染ゾーンである（図3）。この森林除染対策は国の大きな責任となる。津島地区の集落は放射能汚染された国有林に囲まれている。津島地区は戦後の満州などからの帰国民たちによる開拓の歴史がある。津島には約300名が、1945年から1954年にかけて、満州等からの復員軍人、引揚者の他、

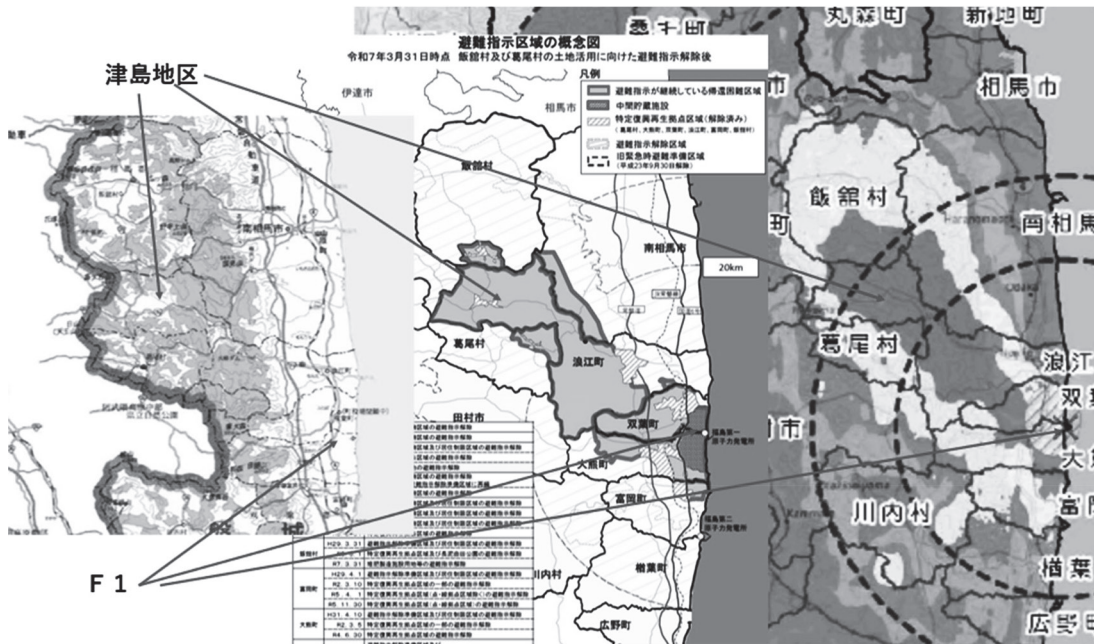


図3 原発事故による放射能汚染地(右図), 帰還困難区域(中図)と国有林分布図(左図)の比較

地域の二男・三男の人たちが開墾，入植した。伐採開墾しての血のにじむような思いで開拓し，農地を造成し家を作り，そして集落コミュニティを構築してきた。戦前は赤宇木の中心集落とその周囲の水田の他は広葉樹の森林であったが，戦後の開拓で赤宇木の中心集落の外の手七郎などの開拓集落が出現し，宅地，畑，水田の開拓民たちによる土地利用転換，戦後の拡大造林での針葉樹の植樹と元の広葉樹のパッチワークの森林となった。そこに放射性物質が降下した。それがどれだけ思い罪であるかを想像してほしい。放射能汚染のされた森林の多くは開拓されずに残された国有林であり，その汚染された国有林の除染の見通しも示されず，開拓地の場所に戻る選択は非常に厳しいものがある。

宅地，農地の放射能汚染もさることながら，圧倒的に森林汚染であり，その対策を早急に検討する必要があることを発災直後

から筆者は訴えてきた。しかし，森林汚染に対する除染対策等は無視され，2021年8月の放射性物質汚染対処特措法（以下，対処特措法）にも組み込まれず，森林汚染は継続し放射性物質の最終処分地となっている。その過半は国有林であり，国民の財産が汚染されその対策は政府の重要な責務であることを強調したい。この放射能汚染された森林をどう継続的に調査しどういう対策をするかの視点を明確にした森林計画は策定されていない。国有林の放射能汚染実態図も開示されず除染もされず，後で述べるように風車等の再生可能エネルギー施設の立地場所として，ショックドクトリン的な復興事業が展開されるという重大な矛盾がある。

### (3) 被ばく

飯館村の生活圏での空間線量率は2026年現在でも，0.2~0.3  $\mu$  Sv/hはあり事故前よ

り高いままであり、飯館村に帰還した生活での外部被ばく量は年間1 mSvを超える。さらに心配な点は、汚染された森林に囲まれる結果として住宅内への放射性セシウムの侵入である。2023年に飯館村のK宅の数週間分の掃除機ゴミを採取し測定すると、Cs-137量は1,280Bq/kgであった。森林に囲まれた一軒家のT宅（戦後開拓者）での掃除機ゴミには8,850Bq/kgであった。室内にCs-137が日常的に存在し、それを吸収していることが想像できる。住宅は密閉しても自然換気による外気は侵入し継続的な汚染状態が続くことになる。

内部被ばくを明確にするために、村民の尿中のCs-137量測定を2024年2月に実施した。飯館村民5人の尿中Cs-137量は0.1～5.3Bq/kgであり、先のK宅の婦人の尿には1.7Bq/kg、T宅の男性には5.3Bq/kgが含まれていた。内部被ばくりスクの一つとして膀胱炎（膀胱がん）リスクを示すチェルノブイリ事故後のデータがあるが、T宅の男性の値はその値に近い数字でもある。ただ、キノコを食べることを控えて約半年後に再度測定すると2.9Bq/kgに半減し、汚染した山菜等の食事を控えることは重要である。このような内部被ばくりスクを心配しつつ、帰還して生活することの精神的ストレスも大変心配である。また、その心配から災害前には当たり前であった「おすそ分け文化」は筆者の2024年8月のアンケート調査では、減少している。

### 3. 長期汚染による「長期公害」としての原発事故

#### (1) 「原子力緊急事態宣言」中での復興事業の矛盾

広大な森林に降下し付着浸透した放射性

物質による放射能被ばく（内部被ばく、外部被ばく）の減少は、Cs-137の自然減衰を待つしかなく、長期化する人為的災害である。原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」）原子力緊急事態宣言は、2026年1月現在でも解除されず、日本は「緊急事態」＝「例外状態」にある。森林に堆積された放射性物質が豪雨災害等で生活圏域に流下し再被ばくを拡大させる可能性も否定できず、この状態で帰還し生活することを強いられている。このこと自体への認識は国民には薄く、現に国政選挙の争点にもならない。

原災法では、「原子力災害事後対策とは、……原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、……原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策」とある。現在、政府が膨大な国家予算を使用して実施している復興事業は法的には事後対策であるといわざるを得ず、原災法違反とも解釈できる。緊急事態宣言下での応急対策として、被災者の救難や内外被ばく対策の両面から実施することが望ましいが、その継続的な実施はされず、現存被ばく状況として放置されている。原災後に各種の原災関連の法律（対処特措法や福島復興再生特別措置法等）が、原災法との整合性をとらないまま制定され、強大な復興公共事業として展開される法的矛盾がある。この追及が法制界でも弱いし、マスコミも問題にしていないのも奇妙である。

#### (2) 水俣病での「食中毒」の不適用との共通性

政府は現存被ばく状況にあることを法的根拠もなく国民に了解させ、被災地での生活を1～20mSv/年でよしと促し、そのもとで復興事業を展開している。戦争中、公

衆の安全が確保できないので、食料・燃料・快適な住まい等は補償できず、一部生存権の欠落状態に耐えて欲しいという例外状態を要請しているに等しい。この被ばく我慢の期間はCs-137の30年の半減期から想定しても100年以上になる。この間、放射能例外状態は継続し、政治空白のままである。さらに、内部被ばくりスクは完全に無視されている。2011年の発災時にあれだけマスク着装が言われたにも関わらず、まだ周囲の森林の汚染、農作業による放射能まみれの粉塵があるにも関わらずマスク着装の要請もない。

以上の点は、水俣病の初期対応の過ちと酷似する。チッソによりメチル水銀化合物が、1932年から百間排水口（江戸期の入浜式塩田干拓での百間塘の樋門）から水俣湾に排出され、それを食べた漁民、市民が水俣病を思い、水俣病の公式認定は1956年である。同年の厚生省の『昭和三十一年全国食中毒事件録』で水俣市の食中毒事例が記載されている。しかし、水俣湾の全ての魚介類が汚染されていることの立証はできないとして「食品衛生法」は適用されなかった。その結果、水俣病はより深刻かつ広範囲に拡大した。経済行為を優先して法規制を歪めた行政責任は大きい。慢性的な食中毒という「例外状態」を、水俣市民、不知火海民、汚染水産物を食べる全ての市民に強要した罪は大きい。現存被ばく状況という被ばくを容認する今日に類似する。

### （3）「長期公害」としての原発事故

公式認定された7年後の1968年に水俣病は公式に公害として認定され、公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）が1973年に制定された。原発事故災害は公害認定されていない。原発事故により放出された

放射性物質による身体への影響はないと政府は主張し、甲状腺がんも認めておらず裁判中である。避難させられたという精神的ストレスは認めているものの、放射性物質による発病、死は認めないままであり、公害認定、公健法の適用等への道は険しい。ただ、水俣病での公健法の適用（認定）手法には課題が多く、水俣病患者は苦しめられている事実もあり、公健法の認定システムの見直しも求められている。

内閣府の公害調停委員会のHPの「原子力に係る被害を理由とする調停の受付について」で、東電原発事故による放射能による環境汚染は、公害紛争処理制度の対象となると明記し、紛争として投げかけられれば対象となるとしているが、公害としての法的対処はしていない。水俣病の歴史で、食中毒事件ではあるが食品衛生法は適用しないという態度をとりつづけ、結果として、不知火海全域や周囲の農山村地域に水俣病が拡大したという歴史的現実と重なるものがあり、非常に危険な未来を予測するのは筆者だけだろうか。

## 4. 放射能汚染地域でのショックドクトリン型復興事業

### （1）東電等によるバイオマス発電所

飯館村の汚染の酷い南部では、復興事業として東電と熊谷組等により7,500kWのバイオマス発電所が2024年秋から稼働している。年約9.5万トンの放射能汚染樹木を使用する。筆者は国会議員たちと、放射能汚染木材を燃料とするバイオマス施設を規制する法律の不在の課題を訴えてきた。焼却灰中のCs-137量は10,000Bq/kgを超え、「放射性物質濃縮化施設」≒ミニ原発施設であり、原発事故被害者が被ばく労働者として

働いている。2024年12月には燃焼部分で火災が発生し幸い鎮火したが、燃焼管理システム、放射能防御対策が杜撰な点を心配している。

## (2) 巨大な風力発電所事業計画の課題

飯館村の帰還困難区域の長泥地区周辺の約2,879ha（ほぼ国有林）で、東急不動産により最大28基の風力発電機（最大126,000kW（126MW）≒一個の原発発電量の13%）が計画されている。低周波公害問題、景観破壊、バードキル等の課題があるが、低周波被害の実態予測の科学的な提示もなく、村民への丁寧な説明がされている状況とは言えない。風車立地による低周波被害を北海道大学の田鎖順太先生に予測してもらい、飯館村の行政区別の人口から筆者が推察した。低周波被害が出る41dbで80Hzのゾーン内の村民は、2025年での住民基本台帳で3420人（村民の79%）、帰還者821人（帰還村民の69%）となる。全ての人が被害者となるわけではないが、一定数の低周波公害被害者となることは予想される。このような復興事業が展開される場所に若い世代が帰還して子育てをできるとはいえない。さらに風車設置工事のためと思われる林道拡幅整備も実施され、伐採された樹木は先のバイオマス発電所の燃料となると推察でき、バイオマス発電、風力発電という再生可能エネルギー生産を大義名分としたショックドクトリン型復興事業が、原発事故加害者の東電等の巨大企業によって展開されている。

## 5. 放射能汚染地域の土地利用規制計画の制度化は必須

### (1) 長期的放射能汚染地域での法制度等の対策提案

中間貯蔵施設に集められた除染土壌の4倍以上の汚染土壌及び汚染樹木が森林に残存し、被ばくの危険は継続する。これは対処特措法等の法的整備が不十分であることが起因している。森林、河川、湖沼は200年以上、Cs-137の捨て場となりつづける。これに対して、「原発事故による放射能汚染地域」を法的に指定し、その領域での土地利用管理・監視・規制体制を構築し、Cs-137の半減期に即して随時見直し、100～200年先の健全な土地利用に誘導するという時間軸を組み込んだ土地利用規制計画制度が必須である。この考え方は、チェルノブイリ法（チェ法）に通じるものもある。30 km圏は非居住にしているチェ法と異なり、福島ではその圏域は復興事業の対象地域となっているという矛盾を抱えている。

これらの「復興地」で生活する人たちの内外被ばくに対しての健康保障の政策はとられていない。広島原爆の黒い雨による被ばく犠牲者や、不知火海等での広大な食品中毒被害である水俣病公害にも匹敵する長期放射能の犠牲者の発生が危惧される。それを防ぐために、現段階で考える対策課題を述べる。

- ①現存被ばく状況の地域を「長期的放射能汚染地域」として法的に規定する。
- ②筆者の飯館村での7年間の植林実験では非汚染苗の生長によるCs-137の移行率は極端に少ない。非汚染苗木の植林による100年間での里山再生の可能性はある。モデル的な里山エリアでの長期的な森林

表1 チェルノブイリ法を参考とした放射能汚染実態に基づく土地利用規制計画案

チェルノブイリ法 1991年 ウクライナ	土壌汚染密度 Cs-137 k Bq/m <sup>2</sup>	追加 空間線量 mSv/年	日本に適用した場合の想定（糸長提案2025年3月）										
			日本での放射 能汚染ゾーニ ング案	Cs-137 k Bq/kg 5cm層で 比重1.3	屋外滞在3時間 室内滞在16時間 で室内減衰0.6 として、屋外の μSv/h（測定値）	監視・ 管理	除染	仕事			住		
								林業作業	農作業	室内作業	非住	半定住 (2地域)	定住
避難（特別規制）ゾーン	1986年の避難地域		非定住区域			◎	△	×	×	×	◎	×	×
移住義務ゾーン	555以上	5以上		8.54以上	0.82以上	◎	△	△	×	×	◎	×	×
移住権利ゾーン	185～555	1以上5未満	半定住区域	2.84～8.54	0.2～0.82	◎	○	△	△	△	△	△	×
放射能管理強化ゾーン	37～185	0.5以上	定住管理区域	0.57～2.84	0.08～0.2	◎	◎	○	○	○	×	○	○
正常★	37未満	0.5未満	定住区域	0.57未満	0.078未満	○	×	◎	◎	◎	×	×	◎

★ 5のゾーン設定名称はチェルノブイリ法にはない。

再生（100年以上）のプロジェクトの推進も意味がある。

- ③空間線量率調査だけでなく土壤中のCs-137の実態調査を100mメッシュ単位で実施し図化する。Cs-137の分布状況を見える化し、短期長期的な土地利用管理の基盤とする。
- ④農業での被ばく労働を避けるために、極力大型圃場化を行い機械化及び施設栽培の普及を図る。再度の農地除染も必要である。
- ⑤現在の帰還定住者に再度の避難要請は厳しいが、定住促進ではなく、二地域居住か、通いによる次の担い手を確保する法律制度を用意する。
- ⑥帰還定住優先ではなく、二地域居住システムを定着させる。筆者が発災時に飯館村に提案した二重住民票を法制度的にも整備する。
- ⑦被害者の長期的な疫学調査を実施し、被ばくによる病変に対する徹底的な補償の仕組みを確立する。水俣病認定や原爆被害者認定で経験された課題を乗り越える仕組みを作る。
- ⑧現存被ばく状況下で生活する人々に対して、医療費免除制度の継続及び、将来的な健康リスクに対する補償として「被ばくに対する健康手帳」（仮）を提供する。原発事故の破局から直ちに回復・復興は

厳しいという認識の下に、長期的な回復・復興を前提し、その期間における避難者・被害者の生命・健康を守り、コミュニティの回復を図ることを第一に考えるべきである。

## （2）土地利用規制計画制度の必要性

チェ法は1991年に制定され、事故原発から30km圏内及び555kBq/m<sup>2</sup>を超える汚染地域では移住の権利も保障されつつ、居住、農林業等の生業活動もコントロールされる。ただし、その後の三カ国の国内事情及び戦争下の中で、チェ法が十分に機能していない事も事実である。重要な点は、年間1 mSv以上の地域は放射能汚染地域に指定されたことである。日本では、この指定はなく避難解除と帰還促進政策が、原災法を無視して進められている。

表1は土地利用規制・管理法（仮）の提案である。チェ法を参考にし、福島の場合に置かれている状況を加味し、かつ現在までの帰還政策を考慮したものである。厳しい規制・管理案である。規制とそれに伴う補償は、国と東電が責任をもって進めることは基本である。追加年間空間線量は1 mSv、土中5 cm層のCs-137濃度が2,800Bq/kgとし、どちらかを超える区域は法的に放射能汚染地域として指定し、半定住区域（二地域居住は許可される）として生活、生業の

法的規制をする。年間 5 mSvか土中 5 cm層で8,500

Bq/kgの地域はより厳しい非定住区域とし、原則的に居住、生業は禁止する監視区域とする。年間0.5mSvか土中 5 cm層で600Bq/kgの地域は定住管理区域として定住しつつ放射能汚染に対しての定期的な監視をする地域とする。放射能汚染の厳しい森林区域は、長期的なモデル除染とモニタリングで継続的な監視と環境改善活動を重視するエリアとする。この提案は非現実的と考える国民は多いと思われる。しかし、この厳しい状況下での規制計画法の制定は重要である。今回の原発事故の長期的汚染と長期的公害被害を想定した一つの提案として受け止めていただければ幸いである。

## 6. 津島100年復興再生のための提案

浪江町津島の「ふるさと返せ」訴訟で、2025年9月に長期的対応の必要性についての意見書を原告団から依頼されて筆者は裁判所に提出した。概要は下記である。

### ◆津島100年復興再生のための行動項目

現在生きている人（高齢者、若者、子ども）と未来の津島人が継続的に関わり続けることで、津島の長期的な復興再生は可能となる。絶えず見直しをつづけ行動していく項目は次である。①放射能の観測と評価、②継続除染と評価、③放射能汚染地域の法的指定、④津島地区全域での土地管理・利用計画（放射能管理ゾーニング）、⑤住宅・宅地・集落の放射能防御方策、⑥二地域居住制度、⑦地区内外での仕事づくり、⑧住民の意識調査及びストレス検査、⑨住民健康検査（外部・内部被ばく量、健康診断）、⑩医療費控除及び健康手帳の配

布、⑪津島地区の文化財の保全活用計画と実践、⑫総合評価・戦略の見直し。

### ◆津島100年復興再生のための体制づくりとロードマップ

上記12項目は短期で全て実行できる課題ではなく、長期的な対応は必須である。当面は、現世代が責任をもってその体制を作り、100年間随時見直しつつ実行していく仕組みと関係者間での契約が必須である。津島地区住民は、現世代と未来世代を含めかつ地区内外で生活する人たちによる津島拡大コミュニティを構築し「津島地区協議会」を設置する。この他に、浪江町、国、東電、及び外部の専門家集団からなる「津島100年復興再生協議会」を合同で設置し、100年復興再生プロジェクトを随時実行していく。この再生協議会には、先の11項目の部会と⑫の総合的評価を行う全体会を設置して具体的な復興再生事業を展開していく。国、東電、浪江町の行政組織には、各「津島100年復興再生担当部局」を設置し長期的で確実な対応を求める。偏った専門家集団とならないためには、津島地区住民・浪江町からの推薦、国・東電からの推薦による複合的な専門家組織を作ることが重要となる（図4）。

これらの100年復興再生プロジェクトを実施するためには、国、東電からの資金的援助は必須である。現在、国が進めている福島国際研究教育機構（F-REI）は、被災地住民に即した長期的復興再生に寄与できているとは思えない。汚染地域の住民、コミュニティに即し、住民と共同した100年復興再生のための研究と実践的な組織づくりとそのための資金提供が必須である。

現世代は全て100年後には存在しない。30年後の活動世代は現在の10代～40代であ

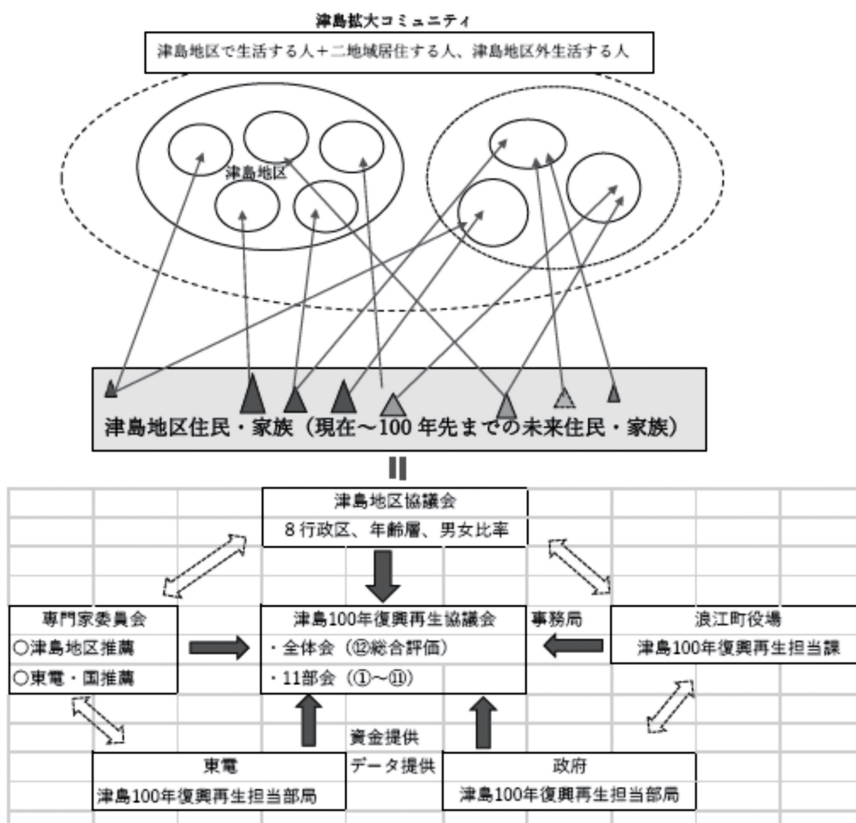


図4 津島100年復興再生プロジェクトの推進体制図案

るとすると、この層に30年後の活動を付託せざるを得ない。現役世代が試行錯誤しつつ方向性と体制づくりを、後世のモデルとして創出していくこと、当面は2～3年の間隔で評価し再試行を被ばくりスクを避けつつ慎重に行うことが肝心である。

津島訴訟の原告団は、汚染された森林を含む全ての津島地区内の放射性物質を除去し、元の津島に早急に戻すことを希求し裁判で訴えている。この原告団の思いは非常に重く、加害者である国と東京電力の責任は長期にわたり非常に重い。一方で、厳しい現実がある。現在の津島地区全域での被ばく状況は厳しく、短期に元の状態、被ばくする以前の状態に戻すことは、広大に汚染された森林を抱えた状況では非常に難し

いと言わざるを得ない。主要な放射性物質であるCs-137の自然崩壊を待つて元に近い状態になるには200年以上を有するであろう。そういう厳しい現実の中で、津島住民の現在、将来の世代が被ばくすることなく、元の津島の環境とコミュニティに戻すための長期的な方策が求められている。

## 7. さいごに／未来への責任と正義

未来倫理学の元祖といえるハンス・ヨナスは、『責任という原理』で、「技術の脅威は、……その成果が行き過ぎて、……もどおりにせよと大規模な請求を引き起こしている。」と書く。津島住民が「ふるさとを元に戻して返せ」と東電、国を訴えてい

ることに通じる。彼は、幸いな予言より不吉な予言を優先し、「恐れに基づく発見術」を提案する。未来が危険な賭けにさらされることを今の世代がどう回避するかを考えることが、未来倫理学の責務であると主張する。100年先の未来世代が自由で人間的に生きることを予想し、そのために現世代は何をどう行動すべきか。そして、未来世代に何をどう付託すべきかが問われる。放射能汚染された森林大地をどう未来世代に渡すのか、よりきれいにして渡すのか。除染することでの被ばくリスクもあり、現世代は簡単に被ばくリスク、死を受け入れてはいけない。また、将来世代のために、何が、どう問題であり、解決できない課題であるかを明確にして、未来世代に託すことも必要となる。そのためには、現世代は健康で未来への付託活動を続ける知恵と仕組みづくりをするという、未来世代への責任を果たしていくことが問われている。

ジョン・ロールズは、『正義論』で「公正としての正義」を提示し、20世紀の功利主義による「最大多数の最大幸福」政策を少数派の権利がはく奪されると批判した。彼の正義の2原則は、①平等な自由の原理、②格差是正原理と公正な機会均等である。「災害対応正義論」は必至である。避難する自由、避難し続ける自由の法的保障は絶たれている。被害者の格差、特に貧民被害者の救済は薄く、災害によって発生した格差是正の公正な措置が希薄である。一方で、原災法の緊急事態宣言下での矛盾だ

らけの巨大復興事業が展開され、健康リスク者の救済政策が手薄なことは、未来への被災者のチャレンジの機会均等の点からも落第と言わざるを得ない。

### 謝辞

飯館村民の菅野哲氏（「謝れ！償え！かえせふるさと飯館村」訴訟団長）、伊藤延由氏、浪江町津島の今野秀則氏（「ふるさと返せ」訴訟団長）、日本大学の内ヶ崎万蔵准教授の皆さんに感謝申し上げます。

### 【参考文献】

- 1) 糸長浩司, 「公害としての原発長期災害と水俣病・主旨説明」, 日本建築学会大会原発長期災害対応特別研究委員会部門研究協議会, 2025
- 2) 糸長浩司, 「放射能汚染継続下の復興事業の問題と的確な計画制度の確立—飯館村の汚染実態と土地利用規制管理のために」, 『日本の科学者』, Vol.60 No.6, 2025
- 3) 日本建築学会原災長期災害対応特別委員会, 「原発事故による長期的放射能影響への対策に向けた建築からの提言」, 2024
- 4) 糸長浩司, 「放射能汚染長期化と復興核災害リスクを飯館村支援研究から考える—廃炉事業と復興事業の同場同時の矛盾—」, 『福島復興の視点・論点』, 明石書店, 2024
- 5) 糸長浩司, 「自然との共生居住権の喪失と二重居住権の確立を」, 日本災害復興学会誌『復興』(No.14), 7 (2), 36-44, 2016
- 6) Koji Itonaga, Contamination and community support in the aftermath of the Fukushima disaster, Bulletin of the Atomic Scientists published online 19 June 2014

(いとなが・こうじ)